

[事案 2023-286] 転換契約無効請求

・令和 6 年 6 月 21 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 2023-285] の申立人の配偶者である。

<事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

従前の終身保険（転換前契約）を令和 5 年 10 月に特定状態保障一時払終身保険（転換後契約）に転換した。しかし、自分は転換後契約の保障内容を十分に理解しておらず、死亡保険金 1,000 万円、特定状態保険金約 700 万円が支払われると理解していたが、実際には死亡保険金も約 700 万円に変更されていたことから、転換を無効にして、転換前契約に戻してほしい。

<保険会社の主張>

募集人は、申立人および申立人配偶者に2回の面談を行い、必須交付書面や設計書によって説明したと主張しており、説明は十分に行っていることから、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時の説明内容を確認するため、申立人および申立人配偶者、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。